

1 景観資産登録制度って なあに？

景観とは、地形や植生などの自然と、建物や道路などの人工物などの総合的な眺めのことです。

私たちは、その地域の文化や、人々の生活、生業、祭事などから醸し出される地域の息づかいや温もりなどを五感で受け止め、地域の景観に安らぎ、楽しさ、荘厳さなどを感じます。

つまり、景観は地域の生活や文化を映し出す鏡、であり、地域力のバロメータといえます。

地域ぐるみで守り育てられている魅力ある景観を、その景観を支えている地域の活動を合わせて評価し、広く情報発信し、その価値を共有することで、府内各地の景観づくり活動を育てていくことが、景観資産登録制度の目指すものです。

※平成19年4月1日時点の登録対象は、京都府域の中で京都市を除く地域です。

景観づくりは、地域の将来の姿をみんなで共有し、地域の住民、企業、まちづくり団体、行政の役割分担と協働により進められるものであり、住民の地域づくり活動のきっかけであり、目標ともなるものです。景観資産の登録を目指すプロセスを通じて、地域の絆が一層強まることで、地域固有の景観づくりやまちづくりが進んでいく、そんな想いも込められています。

景観資産登録により めざす3つのねらい



start! こんな「発想・思い」から出発しよう！

こんな活動が地域の景観を守り育てていることに「気づいてもらおう」！
「里山整備活動」「ゴミ拾いのeco活動」「花いっぱい運動」などの地域活動

景観づくりを担う役割を再認識し、活動のさらなる発展をめざそう！

まちのシンボルとなっている景観を「PRしていこう」！
地域で守り育てられているシンボリックな施設や観光資源など

魅力ある景観資源を情報発信して、観光振興や地域のイメージづくりに繋げよう！

地域の景観づくりの取り組みを「知ってもらおう」！
「歴史的街並み保存活動」「棚田の保存活動」「魅力ある観光空間づくり」など

景観づくりの活動を情報発信し、さらなる活動の発展を！

地域の景観づくりの「活動を生み出そう」！
人々の生活、生業、経済活動と結びついて形成される地域景観

地域の歴史文化を再認識し、身近な地域の景観をまちづくり活動に繋げよう！

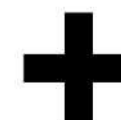
2 なにを登録するの？ 景観とプラン

対象とする景観

歴史的建築物、シンボリックな樹木、橋、城などの「単体の景観」から、街道、まちなみ、棚田や茶畑などの農村集落、寺社と鎮守の森、山や海などが複合する自然景観、見下ろしの景観や見晴らしの景観などの「面的な空間」といった幅広い景観を登録対象としています。

登録分野	登録対象の例示
①農林水産業・商工業に関する景観	棚田、茶畑、漁村、問屋筋、商店街、地場産業
②集落・住宅・交通に関する景観	町家、茅葺き集落、特徴ある民家群、新興住宅地、街道、橋
③信仰・年中行事・歴史的事跡に関する景観	寺社、鎮守の森、祭礼の場、文化財群、城跡
④都市施設・産業施設に関する景観	道路、公園、工場及び工場群
⑤自然景観	樹木、河川、海岸、並木、緑地、森林、山並み
⑥眺望景観	俯瞰景観、眺望点、見通し、眺め

※単体の物件では、登録する物件そのものだけではなく、周辺の環境や施設との調和についての視点が大事です。



景観を守り育てるプランー保存活用計画書ー

景観を「写真」として切り取るだけではなく、景観のもつ歴史的、文化的な背景、景観を守っていく方法や景観を活かしたまちづくりの展開などを「保存活用計画書」として作成していただきます。

期待しています

「保存活用計画書」を作成する過程を通じて、地域において、景観のもつ価値が共有され、景観を守り育てていく機運の向上や景観づくり活動を発展させていきましょう。

保存活用計画書

保存活用計画書には次の項目についてまとめていただきます。

1. 位置及び範囲
2. 自然、歴史、文化等からみた景観特性
3. 景観の保存、育成及び創造に関する事項
4. 景観を活かしたまちづくりへの展開に関する事項



3 登録するには どうしたらいいの？

- 景観づくりに関わる所有者、まちづくり団体、自治会、NPO法人、職能団体、行政などからの**提案により登録**を行います。複数の団体等が関係する場合は、連名による提案も可能です。
- 提案するには、「**提案書**」とともに「**保存活用計画書**」を添付していただきます。

※詳しくは p.7「景観資産登録制度の流れ まとめ」をご参照ください。

登録までの流れ



景観を守り育てたい 想い

地域の誇りである景観を守りたい！保存活動を広めたい！知ってもらいたい！といった景観を大切にしたい想いからスタートします。同じ想いをもつ仲間や建物の所有者などの関係者と制度の理解を深めます。



保存と活用のアイデアを まとめよう！

【保存活用計画書の作成】
景観にまつわる歴史や文化などの特徴をまとめたり、景観を保存、活用していくアイデアなどをまとめます。保存活用計画書をまとめる過程を通じて、今後の展開に繋がる仲間を増やして行きましょう。



京都府へ 提案！！

保存活用計画書がまとめられ、京都府へ提案していただきます。提案の前にご相談があれば、より円滑に手続きを進めることができます。

登録のための 4つの要件

- 登録に当たっては、次の4つの要件について確認を行います。
- また、**京都府景観審議会**の意見を聴き、要件への適合の確認、より良い登録内容や景観づくり活動に当たっての助言を得ます。

登録の4つの要件

① 景観上の魅力や価値が見いだされているか？ **真価性**

- ✓ 自然、歴史、文化的な特性から、景観が有する意味や価値の特徴が見いだされているか。
- ✓ 個々の建造物や樹木だけではなく、それを取り巻く環境を含めて評価されているか。
- ✓ 景観資産の名称が、地域性や特徴を表す適当なネーミングとなっているか。

② だれもがその景観を眺めることができるか？ **共有性**

- ✓ 景観を眺める視点場にだれもが容易に到達でき、立ち入ることができるか。
- ✓ 景観を構成する対象物や眺める場所について検討され、登録範囲が適切に設定されているか。

③ 地域の共感と多様な組織や人の取り組みがあるか？ **持続性**

- ✓ 景観を構成する主要要素となる建築物や土地の管理者等の理解が得られるとともに、地域の共感があるか。
- ✓ 多様な主体による景観づくりについての持続的な取り組みがあるか。

④ 景観を活かしたまちづくり活動へ展開されるか？ **発展性**

- ✓ 景観資産を活かした景観まちづくり（地域コミュニティの形成、産業や観光振興など）活動への展開や発展に繋がるアイデアがあるか。

support

保存活用計画書作成のサポートは？

地域の景観を再認識し、価値を共有し、活用を考えていく過程においては、勉強会やワークショップを行い、専門家などからの助言や指導が必要な場合があります。

京都府では、次の制度により支援を行います。



制度1 京都府景観アドバイザー制度

学識経験者、有資格者、景観まちづくりの実践者を地域に派遣し、助言や指導を得ます。

※詳しくは p.5「景観アドバイザー制度」をご参照ください。

制度2 京都府出前語らい、専門職員派遣

府職員の派遣による府の施策紹介や事例紹介等による助言を行います。

こんな事例は要件を満たしません

- ✗ 景観を構成する主たる要素である建築物の所有者等の理解がないまま、第三者から提案されたもの。
- ✗ 既存の観光事業などの営利を目的とした提案。
- ✗ 期間が限定されたイベントなどで、歴史・文化性に乏しく、持続性に欠けるもの。（例：道路建設予定地でのコスモス畑づくりなどの一時的な植栽事業）
- ✗ 個人の所有地など一般に公開されてない場所からしか眺められないものや、一般の人が行くことが困難な山頂からの景観など。

check!

予備登録リスト

登録要件に満たない場合も、今後の景観づくり活動の進展などにより要件を満たす場合があります。こういった可能性のある案件は、『予備登録リスト』に掲載し、今後の活動の進展に応じて登録を検討します。

5 景観資産を活かしたまちづくりへの展開



登録されると…

- 登録した景観資産は、ホームページへの掲載、パンフレットの作成、パネル展などにより、地域の意識向上や景観づくり活動に繋がるよう、また、観光振興や地域活性化に繋がるよう、積極的なPRを行います。



- 景観づくりの活動や課題の情報共有を通じて、景観づくり活動が発展していくよう、情報交換会などを開催します。
- 地域の景観づくり活動に対して、景観アドバイザーの派遣により支援を行います。



活動をサポートする制度

- 景観の保全活動や景観を活かしたまちづくり活動を進めるためには、身近な自治体である市町村と地域団体との連携が必要です。
- 京都府では、さまざまな制度により地域主体となった景観づくりの活動をサポートします。

地域力再生プロジェクト支援事業交付金

京都府では、地域に暮らす方々が協働して自主的に、暮らしやすい魅力的な地域にするべく工夫して活動する「地域力再生活動」に対して支援を行っており、本事業を活用した景観を活かしたまちづくりへの展開も可能です。

※事業募集については、京都府地域力再生プロジェクトのホームページによりご確認ください。

対象事業

地域力の再生に資する、環境保全活動、地域美化活動、地域産業おこし、地域商業の活性化、農村・都市交流活動等が対象です。

交付率等 <平成20年度計画>

交付（補助）率：対象事業費の原則3分の1以内
交付限度額：ソフト事業……200万円以内
交付限度額：ハード事業……200万円以内

※京都市域以外の地域団体活動は、財団法人京都府市町村振興協会から、別途3分の1以内に相当する額が交付されます。



景観アドバイザー制度 -景観まちづくりに関する専門知識や経験を活かします-

制度の目的は？

- 府民、事業者及び行政関係の取組において、各主体の要請に応じて京都府が景観に関するアドバイザーを派遣することにより、それぞれの地域特性に応じた景観の取組が円滑に進むよう支援するものです。

景観アドバイザーってどんな人？

- 都市計画、地域計画、建築、ランドスケープ、造園、色彩・デザイン、緑化などの分野における研究者、有資格者やまちづくり活動の経験者で、あらかじめ京都府に登録された方々です。

※登録者や派遣実績などはホームページに掲載しています。

こんな取組みに活用を！

- 景観資産登録制度や景観府民協定の制度活用に関する取組
- 府民や事業者のみなさんが実施する景観形成に向けた取組（講演会、勉強会、ワークショップなど）

まちの景観形成を考えるワークショップの司会をお願いしたい。



専門家の助言を得ながらまち歩きをして良い所、悪い所を探してみよう！

景観府民協定制 -地域主体の景観ルールづくり-

制度の目的は？

- 地域住民が主体となった自主的な取組を支援し、地域特性に応じた景観づくり活動を促進します。

制度の概要は？

- 土地所有者、借地権者の全員の合意が必要です。（ただし、借地権の設定がある土地は土地所有者の合意は不要）
- 協定には、協定区域や協定有効期間とともに、景観形成のルール（建物の屋根形状、外壁の色彩、規模、用途、緑化、屋外広告物の表示基準など）のうち必要な事項について定めます。
- 協定締結に向けた地域の勉強会などに対して、景観アドバイザーの派遣を行います。
- 府民協定の認定申請があった場合、知事は市町村の意見を聞いた後に認定を行います。

府の支援は？

- 協定締結に関する地域の取組について、景観アドバイザーの派遣をはじめとした技術的助言などにより支援を行います。



文化的景観に関する制度 -人々の生活や生業、地域の風土により形成された原風景を後世に-

文化的景観って何？

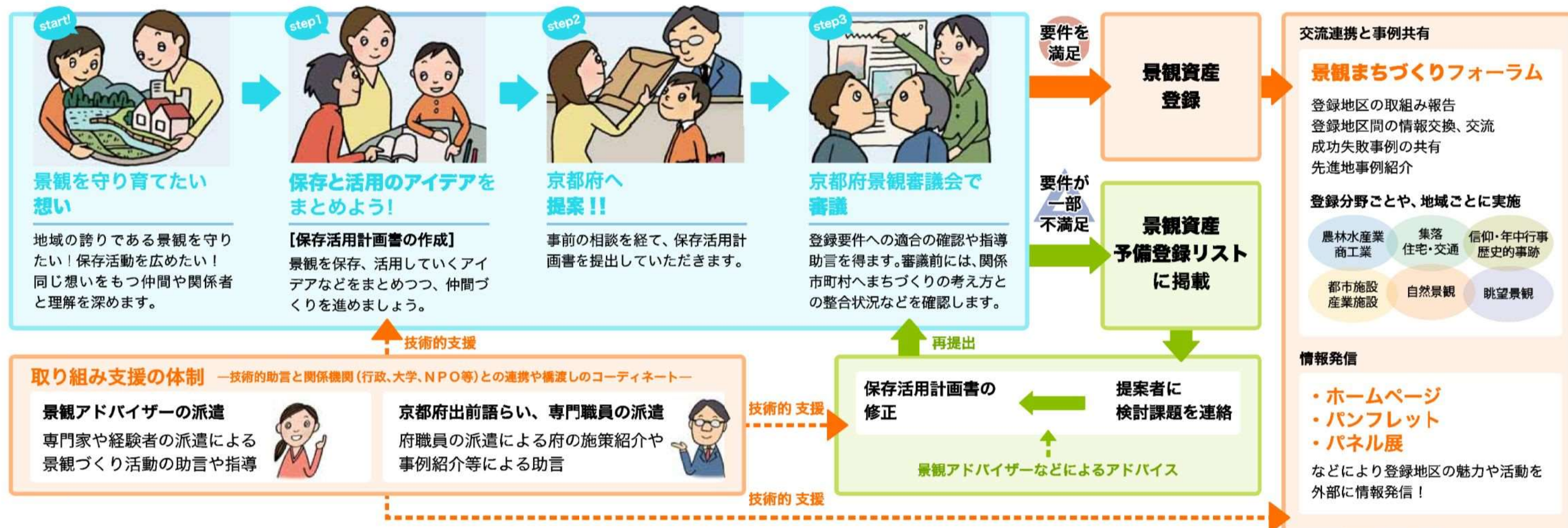
- 風土に根ざして営まれてきた人の生活や生業のあり方を表す景観地—このような景観地を文化的景観といいます。



文化的景観を守り育てながら魅力ある地域づくりに繋がります。

- 景観法に基づく景観計画区域内では国の選定を、景観資産登録地区や景観府民協定地区内では府の選定を受けることにより、保存修景に要する経費補助（補助対象は市町村）や技術的指導・助言等を得ることが可能となります。
- 文化的景観の保存・活用の取組を通じ、地域間交流、地域ブランド化、文化観光等の促進により魅力ある地域づくりに繋がっていきます。

景観資産登録制度の流れ まとめ



Q&A よくあるご質問

Q1 所有者などの理解を得ておく範囲は？

A1 個人の建物や管理物件について登録提案する場合は、「提案を行うこと」及び「公表されること」について、所有者等に理解を得てください。まちなみなど面的な景観の場合は、その景観を構成する主たる要素の管理等を行う方の了解を得てください。

例示 旧街道のまちなみ

— 自治会、保存会等がある場合はその団体
棚田と集落 — 自治会、農業委員会
山頂の公園からの眺望 — 公園の管理者

Q2 登録内容の変更は可能ですか？

A2 登録区域の変更、保存活用計画書の変更等を行う場合は、変更を提案していただくことが可能です。

Q3 登録が取り消されることはありますか？

A3 登録後、活動内容の変化や景観を著しく阻害する建物の建築などにより、登録要件を満たさなくなったと認められる場合は、登録を取り消します。

Q4 景観アドバイザーの派遣対象となる活動や派遣回数の限度は？

A4 保存活用計画書の策定及び登録後の景観づくり活動に対して、必要な回数を派遣します。ただし、予算上などの都合により回数を制限させていただく場合があります。

Q5 登録申請の受付期間はあるの？

A5 登録申請は随時受け付けています。各地域を所管する土木事務所が提案窓口となります。